

貸金返還請求訴訟を提起したところ、相手方から示談の申出があり、貸金を全額回収できたケース

貸金返還

事案の概要

60代 男性 会社員

相談者は、3年ほど前に知人の女性に返済期限を定めて金員を貸し付けました。返済期限が到来して返還を求めましたが、「必ず返す」と連絡がくるものの返済を受けることはできませんでした。

弁護士に内容証明郵便の送付を依頼しましたが、以後の交渉までは弁護士との契約内容に含まれておらず、今後どうするべきか悩んで当事務所に相談に來られました。

解決結果

内容証明郵便を送付しても明確な回答はなかったため、訴訟を提起しました。すると、相手方の家族から連絡が入り、示談をして訴訟を取り下げしてほしいとの申出がなされました。

全額返済を条件に示談をしたところ、直ぐに金員の支払いがあり、解決に至ることができました。

担当弁護士からひとこと

借用書といった証拠もあり、訴訟を提起すれば認容判決が出るのは明らかでしたが、その後に回収できるか不安な点もありました。

ただ、他に解決方法がなかったことから訴訟を提起したところ、相手方の家族から、訴訟に巻き込まれるのを敬遠してか、示談の申入れがありました。

もちろん、回収不能となることもあります。やれるべきことはやってみることが大切だと痛感させられました。